

熊本県公報

第 1 1 1 4 9 号
平成 16 年 7 月 28 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 都市計画法の事業認可.....(下水道課) 1
 - 知的障害者福祉法に基づく事業者の変更の届出.....(精神保健福祉課) 1
 - 指定痴呆対応型共同生活介護事業所の指定.....(介護保険課) 2
 - " " " ".....(") 2
 - 指定特定施設入所者生活介護事業所の指定.....(") 2
 - 熊本県少年保護育成条例第 12 条の 3 に規定する処分の基準等に関する要
項の一部を改正する要項.....(交通安全・青少年課) 2
- 公 告**
- 開発行為に関する工事完了.....(建築課) 2
 - 県有財産の売却.....(管財課) 3
- 登 載 依 頼**
- 熊本県障害者 IT 総合推進事業の委託先公募.....(身体障害福祉課) 3
 - 熊本県消費生活審議会の開催について.....(食の安全・消費生活課) 6
 - 熊本県屋外広告物審議会の開催について.....(都市計画化) 6

告 示

熊本県告示第 795 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 16 年 7 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 八代都市計画下水道事業八代公共下水道
- 3 事業計画
 - (1) 収用の部分
変更なし。
 - (2) 使用の部分
昭和 49 年熊本県告示第 168 号、昭和 51 年熊本県告示第 49 号、昭和 53 年熊本県告示第 242 号、昭和 54 年熊本県告示第 230 号、昭和 56 年熊本県告示第 461 号、昭和 60 年熊本県告示第 207 号、昭和 63 年熊本県告示第 746 号、平成元年熊本県告示第 623 号、平成 3 年熊本県告示第 955 号、平成 6 年熊本県告示第 780 号、平成 9 年熊本県告示第 199 号、平成 11 年熊本県告示第 280 号及び平成 15 年熊本県告示第 813 号の事業地のうち、中北町北牟田及び中牟田、新開町、蛇籠町並びに建馬町地内において事業地を変更する。
- 4 事業施行期間
昭和 49 年 3 月 2 日から平成 18 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 796 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 20 の規定により、次の指定居宅支援事業者から変更の届出があった。

平成 16 年 7 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 富合福祉会 グループホーム心陽ハイツ 知的障害者地域生活援助	事業所の所在地	下益城郡城南町大字阿高 258 番地 1	下益城郡城南町大字宮地 1239 番地 2	平成 16 年 7 月 1 日